

# 令和 2 年度 松川町上下水道事業経営審議会 資料

## — 下水道事業 —

1.松川町下水道事業の概要	P. 1
2.令和元年度 松川町下水道事業会計 決算概要	P. 5
3.松川町下水道事業 経営改革の取り組み状況	P.11
参考資料No.1 令和元年度 財務諸表	P.16
参考資料No.2 農集排と公共下水の処理区統合について	P.21
参考資料No.3 地方公営企業法の適用について	P.25
参考資料No.4 下水道事業経営戦略（28 年度策定）	P.33

令和 3 年 1 月

環境水道課下水道係



# 松川町下水道事業の概要

## 1. 松川町の生活排水処理事業

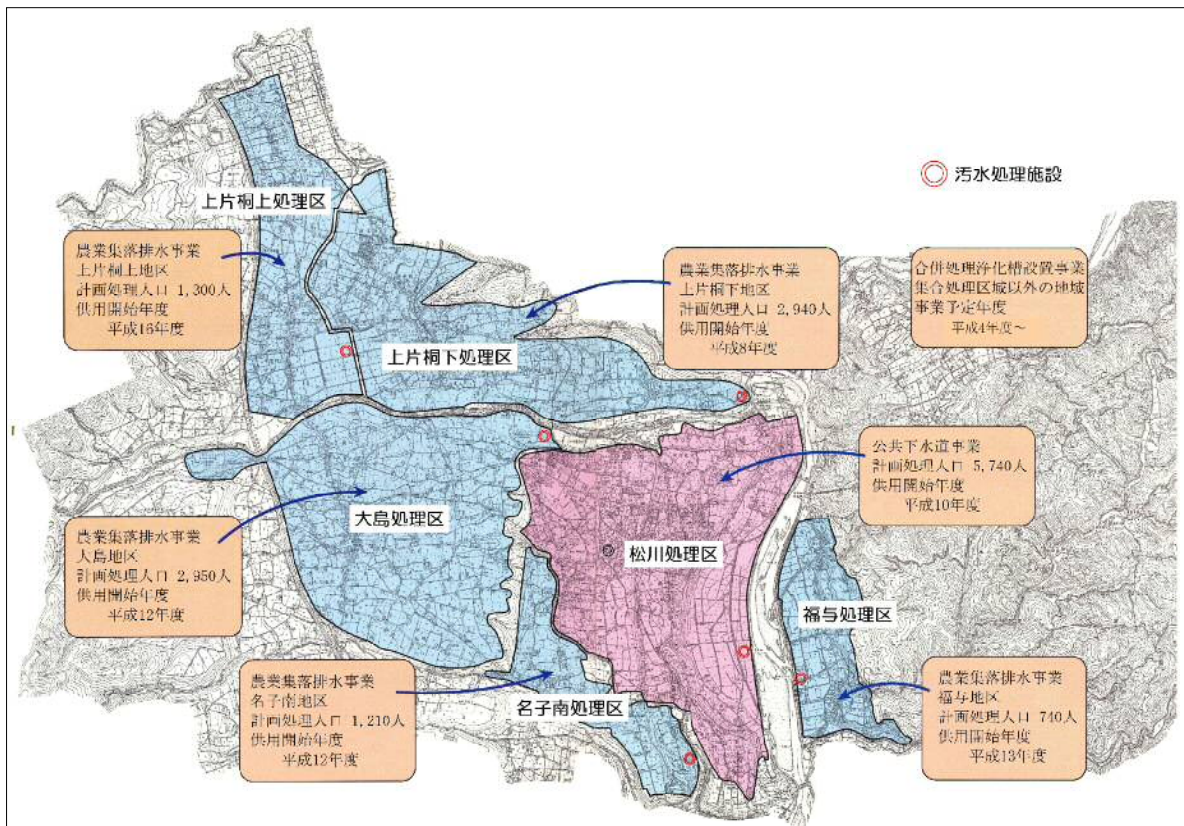
町では住民の良好な生活環境と公共用水域の水質保全を目的に、下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業）と合併処理浄化槽設置整備事業により生活排水の処理を行っています。

## 2. 下水道事業

下水とは汚水と雨水のことをいい、松川町では汚水と雨水を分けて、汚水のみを処理する分流式下水道を採用しています。汚水は道路に埋設された下水道管路を通して処理場に流入し、微生物の働きなどによって処理されてから、河川へ放流されます。

### (1) 下水道整備状況

松川町では平成2年度に町全体の汚水処理に係る基本構想を策定し、下水道整備に取り組んできました。平成16年度までに公共下水道1処理区、農業集落排水5処理区が供用開始し、下水道整備は完了しています。現在町内には汚水処理のため、約145kmの下水道管路、34箇所のマンホールポンプ、6箇所の汚水処理施設があります。



【図 松川町下水道マップ】

表 施設の現況

事業の別	処理施設	供用開始 (年度)	計画人口 (人)	区域面積 (ha)	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)
公共下水道	松川浄化センター	H10	10,210	203	2,700
農業集落排水	上片桐下クリーンセンター	H8	2,940	68	794
	大島クリーンセンター	H12	2,950	74	797
	名南クリーンセンター	H12	1,210	31	327
	福与クリーンセンター	H13	740	30	200
	上片桐上クリーンセンター	H16	1,300	21	351

(2) 下水道受益者負担金

受益者負担金は、下水道施設（処理場、管路等）建設費の一部を下水道が使用できる区域内に居住されている方に負担してもらうもので、公共下水道、農業集落排水地区ともに下表のとおりです。

建物の種類	単位	内訳	負担金額
専用住宅	戸	一住宅地内にある住宅	50万円
併用住宅	戸	住宅の2分の1以内を店舗等に使用している床面積300m <sup>2</sup> 以内の建物	50万円
共同住宅	世帯	2世帯まで	50万円
		1世帯増すごとに	20万円を加算
工場・事業所 学校・施設	箇所	従業員等0～10人	50万円
		11～30	70万円
		31～60	100万円
		61～90	150万円
		91～120	200万円
		121～180	250万円
		181人以上	300万円
店舗・旅館・料飲店 神社・宗教法人施設 事務所等	棟	床面積300m <sup>2</sup> 以下	50万円
		300m <sup>2</sup> を超え400m <sup>2</sup> 以下	70万円
		400m <sup>2</sup> を超え500m <sup>2</sup> 以下	100万円
		500m <sup>2</sup> を超える	150万円

### (3) 下水道使用料

下水道使用料は公共下水道、農業集落排水地区ともに基本使用料と従量制（下表①）を採用しています。排水量の算定は水道メーターの検針値を基本としていますが、組合水道や井戸水等を使用している住宅等は、世帯員数による認定水量（下表②）により排水量を算定しています。

平成 8 年度に農業集落排水上片桐下地区の供用が開始されてから今日まで、下水道使用料の改定経過はありません。

表① 従量制による下水道使用料（消費税抜き）

基本料金 0 m <sup>3</sup> ～8 m <sup>3</sup>	9 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	21 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> ～
1,456 円	97 円/m <sup>3</sup>	136 円/m <sup>3</sup>	175 円/m <sup>3</sup>	243 円/m <sup>3</sup>

表② 認定水量

区 分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人以上は 1 人あたり 5 m <sup>3</sup> 加算
認定水量	7 m <sup>3</sup>	14 m <sup>3</sup>	21 m <sup>3</sup>	28 m <sup>3</sup>	34 m <sup>3</sup>	40 m <sup>3</sup>	

## 3. 合併処理浄化槽設置整備事業

集合処理区域以外の地区については、合併処理浄化槽により生活排水の処理を行っています。集合処理区域との費用負担の整合を図るため、合併処理浄化槽の設置、維持管理経費等に補助を行っています。

### (1) 合併処理浄化槽設置補助

合併処理浄化槽の設置者に対し、その人槽規模に応じて下記のとおり補助金を交付しています。

人 槽 区 分	限 度 額
5人槽	332,000円
6～7人槽	411,000円
8～10人槽	519,000円
11～20人槽	939,000円
21～30人槽	1,472,000円
31～50人槽	2,037,000円
51人槽以上	2,326,000円

(2) 維持管理等補助金

ア. 維持管理補助金（保守点検経費補助）

保守点検業者による合併処理浄化槽の点検を受けた場合、その実績に応じて補助金を交付しています。

年 3 回以上	年 2 回	年 1 回	設置初年度は 1,660 円/月
20,000 円	10,000 円	5,000 円	

イ. 修繕等経費補助金（ブロワー本体交換費補助）

合併処理浄化槽のブロワー（送風機）本体の交換費用について、補助率 1/2、上限 20,000 円の補助金を交付しています。

ウ. 法定検査手数料負担

長野県浄化槽協会が実施する法定検査（7 条、11 条）の手数料を町が全額負担しています。

## 令和元年度 松川町下水道事業会計 決算概要

松川町下水道事業は平成 31 年 4 月 1 日から地方公営企業法の全部を適用し、公共下水道事業及び農業集落排水事業の特別会計を合わせて、ひとつの下水道事業会計として決算を行いました。

### 1.業務量

年度末における水洗化人口は 8,751 人（前年度比 68 人減）、水洗化率は 79.0%（前年度比 0.2%増）となりました。また、年間処理水量は 944,415 m<sup>3</sup>（前年度比 11,733 m<sup>3</sup>減）、年間有収水量 916,559 m<sup>3</sup>（前年度比 6,792 m<sup>3</sup>減）で、有収率は 97.1%（前年度比 0.5%増）でした。

区 分	令和元年度	平成 30 年度	増 減	備 考
行政区域内人口（人）	13,102	13,233	△131	a
処理区域内人口（人）	11,078	11,196	△118	b
水洗化人口（人）	8,751	8,683	△68	c
普及率（%）	84.6	84.6	0	b/a
水洗化率（%）	79.0	78.8	0.2	c/b
年間処理水量（m <sup>3</sup> ）	944,415	956,148	△11,733	d
年間有収水量（m <sup>3</sup> ）	916,559	923,351	△6,792	e
有収率（%）	97.1	96.6	0.5	e/d

※決算概要では一部数値や項目を合算して表示しています。詳細については、参考資料No.1 財務諸表でご確認ください。

## 2.収益的収支（税込）

収益的収支とは、汚水を処理する経費とその財源のことであり、下水道使用料などの収入と、下水道処理施設の維持管理や事務執行に必要な経費のことです。

下水道使用料等 155,288千円 (24.2%)	一般会計繰入金 (他会計補助金) 330,114千円 (51.5%)	その他 987千円 (0.2%)	長期前受金戻入 (非現金収入) 154,783千円 (24.1%)
維持管理費 (経常経費) 121,318千円 (19.6%)	企業債等利息 89,253千円 (14.4%)	その他 16,290千円 (2.6%)	減価償却費等 (非現金支出) 392,690千円 (63.4%)
			純利益 15,359千円 (税抜)

### 収益的収入及び支出

単位：千円（税込）、%

項目		予算額	執行額	執行率
収入	営業収益	154,416	155,288	100.6
	下水道使用料	154,171	155,003	100.5
	その他営業収益	245	285	116.4
	営業外収益	480,548	485,169	101.0
	受取利息及び配当金	1	12	1,193.2
	他会計補助金	330,114	330,114	100.0
	長期前受金戻入	150,433	154,783	102.9
	雑収益	0	260	-
	特別利益	0	715	-
計		634,964	641,172	101.0
支出	営業費用	516,181	514,008	99.6
	管渠費	18,324	17,010	92.8
	処理場費	88,497	84,723	95.7
	総係費	20,331	19,585	96.3
	減価償却費	389,028	369,855	95.1
	資産減耗費	1	22,835	-
	営業外費用	113,582	104,053	91.6
	支払利息	89,923	89,253	99.3
	消費税及び地方消費税	23,659	14,800	62.6
	特別損失	1,690	1,490	88.2
予備費	3,475	0	0.0	
計		634,928	619,551	97.6

### ■用語の解説

- ・ 他会計補助金…… 一般会計からの繰入金
- ・ 長期前受金戻入… 固定資産の取得時に財源とした補助金等を収益として計上したもの
- ・ 減価償却費……… 固定資産の価値の減少を費用として計上したもの
- ・ 資産減耗費……… 固定資産除却時に減価償却費として費用化していない額を計上したもの
- ・ 支払利息……… 建設工事のための借入金などに対する利息



### 3.資本的収支（税込）

資本的収支とは、下水道設備を整備するための経費とその財源のことであり、下水道施設の建設や改良などの設備投資に必要な経費とその財源となる国庫補助金、企業債などの収支です。

企業債 74,000千円 (20.7%)	補助金 104,728千円 (29.3%)	一般会計繰入金 (他会計出資金) 153,770千円 (43.0%)	負担金 24,703千円 (6.9%)	資本的収支不足額 △246,262千円 ※補填財源で充当
建設改良費 185,001千円 (30.7%)		企業債償還金 418,462千円 (69.3%)		

※補填財源とは、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する場合にその不足分を補てんするもの。

#### 資本的収入及び支出

単位：千円（税込）、%

項目		予算額	執行額	執行率
収入	企業債	74,000	74,000	100.0
	他会計出資金	153,770	153,770	100.0
	補助金	100,623	104,728	104.1
	国庫補助金	73,440	73,440	100.0
	県補助金	27,183	31,288	115.1
	負担金	17,520	24,703	141.0
	工事負担金	520	580	111.5
受益者負担金	17,000	24,123	141.9	
計		345,913	357,201	103.3
支出	建設改良費	187,833	185,001	98.5
	管路建設費	8,479	8,161	96.2
	管路改良費	35,864	35,807	99.8
	処理場改良費	143,490	141,033	98.3
	企業債償還金	418,463	418,462	100.0
計		606,296	603,463	99.5

#### ■用語の解説

- ・ 企業債…………… 建設工事のための借入金
- ・ 他会計出資金…………… 一般会計からの操出金
- ・ 補助金…………… 建設工事に伴う国や県からの補助金等
- ・ 建設改良費…………… 汚水処理施設や下水道管などの工事等に係る経費
- ・ 企業債償還金…………… 建設工事のための借入金の元金返済

#### 4.貸借対照表

財務諸表の中で代表的なものが貸借対照表で、一般にバランスシートと呼ばれます。

貸借対照表は、一定の時点における当該事業が保有するすべての財産を総括的に表示したものです。その要素としては、資産、負債及び資本がありますが、資産は当該事業の経営の活動手段である資金の運用形態（例：土地、建物、現金等）を示し、負債・資本においてはその資産がどのようにして得られたか（例：資本金、企業債等）を示しています。これにより、当該事業の財政状態を把握することが可能となります。

令和元年度 松川町下水道事業会計 貸借対照表（税抜） （令和2年3月31日）	
資産の部 10,482,978千円	負債・資本の部 10,482,978千円
<b>固定資産</b> 10,358,108千円（98.8%）	<b>固定負債</b> 3,609,382千円（34.4%）
	<b>流動負債</b> 481,873千円（4.6%）
<b>流動資産</b> 79,295千円（1.2%）	<b>繰延収益（長期前受金）</b> 3,924,532千円（37.4%）
	<b>資本金及び剰余金</b> 2,467,191千円（23.5%）

※公営企業会計の貸借対照表は報告式が採用されますが、決算概要ではイメージを表すため、勘定式で表示しています

#### ■用語の解説

- ・ 資産の部… 土地、建物、権利、現金・預金などの所有財産が記載されています
- ・ 負債の部… 企業債など支払義務のあるものなどが記載されています
- ・ 資本の部… 資本金や事業で得た利益など返す必要のない資金が記載されています

## 5.損益計算書

損益計算書は、一事業年度における当該事業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得たすべての収益とこれに対応するすべての費用を記載し、純損益とその発生の由来を表示した報告書です。損益計算書により、当該事業がいかなる経営活動によって、どれだけの経営成績を上げたかを知り、それに基づいて過去の経営を分析し、また将来の方針を立てることが可能となります。

単位：千円（税抜）

項目	令和元年度	平成30年度	対前年比
<b>営業損益の部</b>			
①営業収益	142,721	—	—
下水道使用料	142,436	—	—
その他営業収益	285	—	—
②営業費用	505,063	—	—
管渠費	15,594	—	—
処理場費	77,634	—	—
総係費	19,145	—	—
減価償却費	369,855	—	—
資産減耗費	22,835	—	—
<b>③営業損失（① - ②）</b>	<b>362,342</b>	—	—
<b>営業外損益の部</b>			
④営業外収益	485,149	—	—
受取利息及び配当金	12	—	—
他会計補助金	330,114	—	—
長期前受金戻入	154,783	—	—
雑収益	240	—	—
⑤営業外費用	106,608	—	—
支払利息	89,253	—	—
雑支出	17,355	—	—
<b>⑥経常利益（③ + ④ - ⑤）</b>	<b>16,199</b>	—	—
⑦特別利益	650	—	—
⑧特別損失	1,490	—	—
<b>⑨当期純利益（⑥ + ⑦ - ⑧）</b>	<b>15,359</b>	—	—

※ 地方公営企業法の適用初年度のため、令和元年度決算数値だけを記載しています。

### ■用語の解説

- ・ 営業利益… 通常の業務活動の損益の結果が表示されます
- ・ 経常利益… 通常の業務活動の損益に加え資金調達等に関する損益の結果が表示されます
- ・ 純利益… 1年間のすべての損益の結果が表示されます

## 6.経営分析

項目	経営指標	指標の意味	算出式	松川町指標	適正な水準
経営の健全性・効率性	経常収支比率	当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標	$\frac{\text{経常収益（営業収益+営業外収益）}}{\text{経常費用（営業費用+営業外費用）}} \times 100$	102.65 %	100%以上
	流動比率	短期的な債務に対する支払能力を表す指標	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	28.77 %	100%以上
	経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表し、使用料水準等を評価することが可能な指標	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費（公費負担分を除く）}} \times 100$	100.00 %	100%以上
	污水处理原価	有収水量 1 mあたりの污水处理に要した費用であり、污水資本費・污水維持管理費の両方を含めた污水处理に係るコストを表した指標	$\frac{\text{污水处理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100$	155.40 円	低い方が効率的
	施設利用率	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標 ※ただし、100%に近いほど施設能力に余裕がないといえる	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	42.02 %	高い方が効率的
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表し、資産の老朽化度合いを示す指標	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	3.68 %	低い方が良い
	管渠老朽化率	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表し、管渠の老朽化度合いを示す指標	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	該当なし	低い方が良い
	管渠改善率	当該年度に更新した管渠延長の割合を表し、管渠の更新ペースや状況を把握できる指標	$\frac{\text{改築管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	該当なし	高い方が良い

# 松川町下水道事業 経営改革の取り組み状況

## 国の動向

平成29年3月「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」より抜粋

### 1. 公営企業を取り巻く環境の変化

公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則とするが、人口減少等に伴う料金収入の減少や、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、耐震化をはじめ災害対応の強化など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。

経費負担原則に基づき、繰出金を負担している一般会計についても、今後、社会保障関係経費などの増大が見込まれ、厳しい財政状況にある。

また、国においても財政状況が厳しく、上・下水道事業等公営企業のハード整備を促進してきた公共事業費は大幅に縮減している。

このため、各地方公共団体においては、公営企業がこれまでも増して経営環境の変化に適切に対応し、経営改革に取り組むことが求められている。

### 2.各公営企業における抜本的な改革の必要性

#### (2) 現在の問題点

赤字の事業、他会計負担への依存が大きい事業、資金不足や累積欠損金が生じている事業などが存在している。

黒字の事業でも、施設設備の長寿命化対策や将来の更新投資への十分な準備がなされていないものが相当数あると考えられる。

特に中小規模の公営企業では、人口減少や更新需要の増大等により、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念があるなど、事業の持続可能性に関わるリスクもあると考えられる。

### 2.各公営企業における抜本的な改革の必要性

#### (3) 更なる改革の取組の必要性と抜本的な改革の基本的な方向性

将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、中長期的な投資・財源の将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、以下の3点から抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

- ① 事業そのものの必要性及び公営で行う必要性
- ② 事業としての持続可能性
- ③ 経営形態（事業規模、範囲及び担い手）

### 3.抜本的な改革の進め方

「抜本的な改革の検討」と「経営戦略」の策定は、表裏一体のものとして捉えて推進されるべきである。また、各公営企業は、これらの取組をよりの確に進めるために、公営企業会計の適用や経営比較分析表等を活用した経営状況の「見える化」を推進するべきである。

#### (1) 「経営戦略」の策定

各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、長期的な需要の見通し、更新等の投資の計画、料金改定などに関する計画に基づいて事業の持続性に対する的確な見通しを持つことが必要である。

#### (2) 抜本的な改革の検討と「経営戦略」の策定との関係

各公営企業においては、抜本的な改革の検討を行った上で、「経営戦略」を早期に策定し、「経営戦略」に基づく目標管理によって計画的かつ合理的な経営を行うことが必要である。

#### (3) 公営企業の経営状況の「見える化」

中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等によりの確に取り組むためには、公営企業会計を適用し、固定資産台帳や貸借対照表・損益計算書等の財務諸表を通じて、自らの経営・資産・負債を正確に把握し、経営に活用することが必要である。

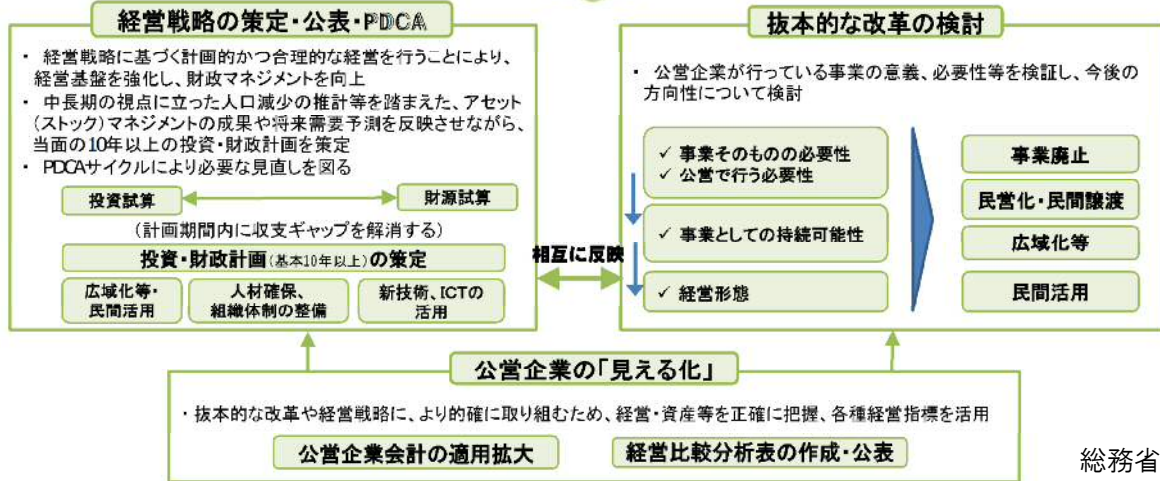


# 公営企業における更なる経営改革の推進

## 公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴う料金収入の減少
  - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
  - 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
  - 特に中小の企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
- さらに厳しい経営環境

## 更なる経営改革の推進



総務省HPより抜粋

## 松川町下水道事業の状況

### (1) 抜本的な改革の検討

- ・ 公営企業が行っている事業の意義、必要性等を検証し今後の方向性について検討
- 下水道は設置、管理等を地方公共団体が行うものと法定されているため、町が事業を行う必要があります。

以下、平成29年3月「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」より抜粋

下水道事業は、汚水の処理・雨水の排除により、生活環境の改善・公共用水域の水質保全などの役割を担っており、住民生活に欠かせない公共性の高い事業である。

下水道は、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために設ける「公の施設」であり、その設置、改築、修繕、維持その他の管理は市町村等(流域下水道の場合は都道府県等)が行うものと法定されている(下水道法第3条及び第25条の10)21)。施設の建設に巨額の資金を必要とし、その投下資本の回収に長期間を要するため、生活環境整備など地方公共団体が行う一般行政施策と密接に連携して実施することが適当である。

これらのことから、引き続き、公営企業としてサービスの継続的な提供を行う必要性が高い事業である。



## 松川町下水道事業の状況

---

### (1) 抜本的な改革の検討…つづき

#### ・広域化についての検討状況

公共下水道と農業集落排水の処理区を統合し、処理施設数を減らすことにより、汚水処理を効率化する事業を進めています。（詳細は参考資料2 参照）

今年度は処理区統合に向けて、町の汚水処理に係るマスタープラン的な位置付けである下水道全体計画の見直しを行っています。

### (2) 公営企業の「見える化」

平成31年4月1日より、公共下水道事業・農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用しました。（詳細は参考資料3 参照）

これにより、会計方式が官庁会計（単式簿記）から公営企業会計（複式簿記）へと変更になり、資産の状況を含めた経営状況が正確に把握できるようになりました。

## 松川町下水道事業の状況

---

### (3) 経営戦略の策定

平成28年度に経営戦略を策定し、戦略に基づく計画的かつ合理的な下水道事業運営に努めています。（現行経営戦略概要版 参考資料4 参照）

平成31年4月1日より地方公営企業法を適用し、会計方式が変更になったことから、今年度、経営戦略の改定を行っています。



## 令和元年度 松川町下水道事業会計 損益計算書(税抜)

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位 円)

1. 営業収益			
(1) 下水道使用料	142,435,886		
(2) 雨水処理負担金	0		
(3) 受託工事収益	0		
(4) その他営業収益	285,200	142,721,086	
2. 営業費用			
(1) 管渠費	15,594,080		
(2) ポンプ場費	0		
(3) 処理場費	77,634,356		
(4) 受託工事費	0		
(5) 総係費	19,145,050		
(6) 減価償却費	369,855,251		
(7) 資産減耗費	22,834,562		
(8) その他営業費用	0	505,063,299	
営業利益			△ 362,342,213
3. 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	11,932		
(2) 他会計補助金	330,114,000		
(3) 補助金	0		
(4) 消費税及び地方消費税 還付金	0		
(5) 長期前受金戻入	154,783,344		
(6) 資本費繰入収益	0		
(7) 雑収益	240,292	485,149,568	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息	89,252,948		
(2) 消費税及び地方消費税	0		
(3) 雑支出	17,355,336	106,608,284	378,541,284
経常利益			16,199,071
5. 特別利益			
(1) 固定資産売却益	649,999		
(2) 過年度損益修正益	0		
(3) 修繕引当金戻入	0		
(4) 退職給付引当金戻入	0		
(5) 貸倒引当金戻入	0		
(6) その他特別利益	0	649,999	
6. 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 減損損失	0		
(3) 災害による損失	0		
(4) 過年度損益修正損	0		
(5) その他特別損失	1,490,000	1,490,000	△ 840,001
当年度純利益			15,359,070
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金			
変動額			0
当年度未処分利益剰余金			15,359,070

令和元年度 松川町下水道事業会計 貸借対照表(税抜)  
(令和2年3月31日)

(単位 円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		394,837,703	
ロ 建物	573,529,973		
建物減価償却累計額	<u>△ 14,082,524</u>	559,447,449	
ハ 構築物	9,232,729,275		
構築物減価償却 累計額	<u>△ 285,028,106</u>	8,947,701,169	
ニ 機械及び装置	522,915,444		
機械及び装置減価 償却累計額	<u>△ 67,597,993</u>	455,317,451	
ホ 車両運搬具	0		
車両運搬具減価償却 累計額	<u>0</u>	0	
ヘ 工具器具備品	686,274		
工具器具備品減価 償却累計額	<u>△ 25,628</u>	660,646	
ト 建設仮勘定		0	
チ リース資産	0		
リース資産減価償却 累計額	<u>0</u>	0	
リ その他有形固定資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
有形固定資産合計			10,357,964,418

(2) 無形固定資産

イ 借地権		0	
ロ 地上権		0	
ハ 特許権		0	
ニ 施設利用権		0	
ホ リース資産		0	
ヘ ソフトウェア		144,000	
ト その他無形固定資産		0	
無形固定資産合計			<u>144,000</u>

(3) 投資その他の資産

イ 長期前払消費税		0	
ロ 投資有価証券		0	
ハ 出資金		0	
ニ 破産更生債権等		0	
ホ その他投資		0	
投資その他資産合計			<u>0</u>

固定資産合計

10,358,108,418

2. 流動資産

(1) 現金預金		79,295,083	
(2) 未収金	45,674,945		
貸倒引当金	<u>△ 100,000</u>	45,574,945	
(3) 貯蔵品		0	
(4) 前払費用		0	
(5) 前払金		0	
(6) 未収収益	0		
貸倒引当金	<u>0</u>	0	
(7) その他流動資産		0	
流動資産合計			<u>124,870,028</u>
資産合計			<u><u>10,482,978,446</u></u>

## 負債の部

3. 固定負債		
(1) 企業債		
イ 建設改良費等企業債	3,583,352,512	
ロ その他の企業債	<u>26,030,000</u>	
企業債合計		3,609,382,512
(2) 他会計借入金		
イ 建設改良費等借入金	0	
ロ その他の借入金	<u>0</u>	
他会計借入金合計		0
(3) リース債務		0
(4) 引当金		
イ 退職給付引当金	0	
ロ 特別修繕引当金	0	
ハ その他引当金	<u>0</u>	
引当金合計		0
(5) その他固定負債		<u>0</u>
固定負債合計		3,609,382,512
4. 流動負債		
(1) 一時借入金		0
(2) 企業債		
イ 建設改良費等企業債	424,602,167	
ロ その他の企業債	<u>9,470,000</u>	
企業債合計		434,072,167
(3) 他会計借入金		
イ 建設改良費等借入金	0	
ロ その他の借入金	<u>0</u>	
他会計借入金合計		0
(4) リース債務		0
(5) 未払金		
イ 営業未払金	27,710,785	
ロ 営業外未払金	14,799,600	
ハ その他未払金	<u>3,879,150</u>	
未払金合計		46,389,535
(6) 未払費用		0
(7) 前受金		
イ 営業前受金	0	
ロ 営業外前受金	0	
ハ その他前受金	<u>0</u>	
前受金合計		0
(8) 前受収益		0
(9) 引当金		
イ 退職給付引当金	0	
ロ 賞与引当金	1,151,000	
ハ 法定福利費引当金	260,000	
ニ 修繕引当金	0	
ホ 特別修繕引当金	0	
へ その他引当金	<u>0</u>	
引当金合計		1,411,000
(10) その他流動負債		
イ 仮受消費税及び 地方消費税	0	
ロ 預り金	0	
ハ その他雑流動負債	<u>0</u>	
その他流動負債合計		<u>0</u>
流動負債合計		481,872,702
5. 繰延収益		
(1) 長期前受金	4,065,595,424	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>141,063,288</u>	
繰延収益合計		<u>3,924,532,136</u>
負債合計		<u><u>8,015,787,350</u></u>

## 資本の部

6. 資本金			
(1) 自己資本金			
イ 固有資本金	2,176,822,228		
ロ 出資金	153,770,000		
ハ 組入資本金	0		
自己資本金合計		2,330,592,228	
資本金合計			2,330,592,228
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	190,558		
ロ その他一般会計補助	23,505,728		
ハ 国庫補助金	69,454,253		
ニ 県補助金	20,707,371		
ホ 受益者負担金	7,381,888		
ヘ 工事負担金	0		
ト その他負担金	0		
チ その他資本剰余金	0		
資本剰余金合計		121,239,798	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	0		
ハ 建設改良積立金	0		
ニ その他積立金	0		
ホ 当年度未処分利益剰余金	15,359,070		
ヘ その他未処分利益剰余金変動額	0		
利益剰余金合計		15,359,070	
剰余金合計			136,598,868
資本合計			2,467,191,096
負債資本合計			10,482,978,446

# 令和元年度 松川町下水道事業会計 キャッシュフロー計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	15,359,070
減価償却累計額	369,855,251
減損損失	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	100,000
長期前受金戻入	△ 154,783,344
受取利息及び受取配当金	△ 11,932
支払利息	89,252,948
固定資産売却損益	△ 649,999
未収金の増減額(△は増額)	69,933,771
未払金の増減額(△は減少)	△ 59,971,509
たな卸資産の増減額(△は増加)	0
引当金の増減額	1,411,000
固定資産除却費	22,834,562
前払金・前払費用の増減額	0
前受金の増減額	0
預り金の増減額	0
その他流動資産	0
その他流動負債	0
小計	<hr/> 353,329,818
利息及び配当金の受取額	11,932
利息の支払額	△ 89,252,948
計	<hr/> 264,088,802
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 170,567,927
固定資産の売却による収入	650,000
国庫県補助金による収入	97,047,157
国庫県補助金の返還額	0
負担金による収入	24,211,915
計	<hr/> △ 48,658,855
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等企業債等の財源に充てるための企業債による収入	74,000,000
建設改良等企業債等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 418,462,024
リース債務の支払	0
一時借入による収入	0
一時借入金の返済による支出	0
他会計からの出資による収入	153,770,000
計	<hr/> △ 190,692,024
現金預金の増減額	24,737,923
現金預金の期首残高	54,557,160
現金預金の期末残高	<hr/> 79,295,083





令和元年 9 月 20 日  
環境水道課下水道係

農業集落排水と公共下水道の処理区統合事業について

1. 事業目的

町全体の汚水処理に要する総合的なコスト縮減

2. 事業概要

松川町の下水道事業は用途地域を中心とした 203ha を公共下水道(1 処理区)、その周辺の農業振興地域 238ha を農業集落排水(5 処理区)にて整備し、生活排水の集合処理を行っています。

人口減少などの社会情勢の変化や節水型機器の普及により、今後の使用料収入の減少が見込まれるなか、経費を抑制しつつ下水処理施設の機能を維持するとともに、老朽化や耐震化などにも対応するため、効率的な維持管理や施設更新等が求められています。

平成 22 年に長野県より「農業集落排水施設統合マニュアル」が公表され、効率的な施設整備手法のひとつとして処理施設の統合が提示され、当町においても平成 23 年度に下水道全体計画の見直しを行い、農業集落排水 4 処理区を将来的に公共下水道へ統合する方針を示しています。

今回、全体計画において公共下水道へ統合する方針が示された農業集落排水 4 処理区について、接続工事の実施に向けて、統合を実施する時期や順序の決定、国・県との協議手続き等具体的に計画を進めます。

3. 経過

平成 22 年度 長野県より「農業集落排水施設統合マニュアル」が公表される

平成 23 年度 松川町全体計画見直し

将来的な人口減少を見込み、処理施設の更新費用と、統合に係る接続管渠工事費用等の経済比較を行った結果、以下のとおり農業集落排水 4 処理区を公共下水道へ統合する方向性を示す

処理区	共用開始年度	経過年数	統合の経済性比較		統合の方向性
上片桐下	平成 8 年度	23	○	接続有利	公共下水道へ接続
大島	平成 12 年度	19	○	接続有利	公共下水道へ接続
名子南	平成 12 年度	19	○	接続有利	公共下水道へ接続
福与	平成 13 年度	18	×	接続不利	単独で処理を継続
上片桐上	平成 16 年度	15	○	接続有利	公共下水道へ接続

#### 4. 事業スケジュール

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全体計画見直し</li> <li>・人口予測と流入汚水量の再計算(下方修正)</li> <li>・処理区統合の順序と時期を計画へ位置付ける(大島、名子南)</li> <li>・上片桐上、下処理区の統合について、検討(片桐松川横断が可能か)</li> <li>・上片桐上、下の方向性によっては浄化センター増設を再検討</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道法事業認可 <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合する処理区を下水道事業区域として下水道法の認可を取得</li> </ul> </li> <li>○都市計画決定、都市計画法事業認可 <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合する処理区を都市計画区域内の下水道区域へ位置付ける</li> <li>・都市計画審議会の開催</li> <li>・統合する処理区を下水道事業区域として都市計画法の認可を取得</li> </ul> </li> <li>○農集施設財産処分報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省へ統合により廃止となる処理場の財産処分報告</li> <li>・場合によっては補助金返還、繰上償還が必要となる</li> </ul> </li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○接続管渠の実施設計 <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続管渠、マンホールポンプ、ポンプ場等の実施設計</li> </ul> </li> </ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○接続管渠工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続管渠、マンホールポンプ、ポンプ場の工事(統合する処理区によっては2か年で実施)</li> </ul> </li> </ul>

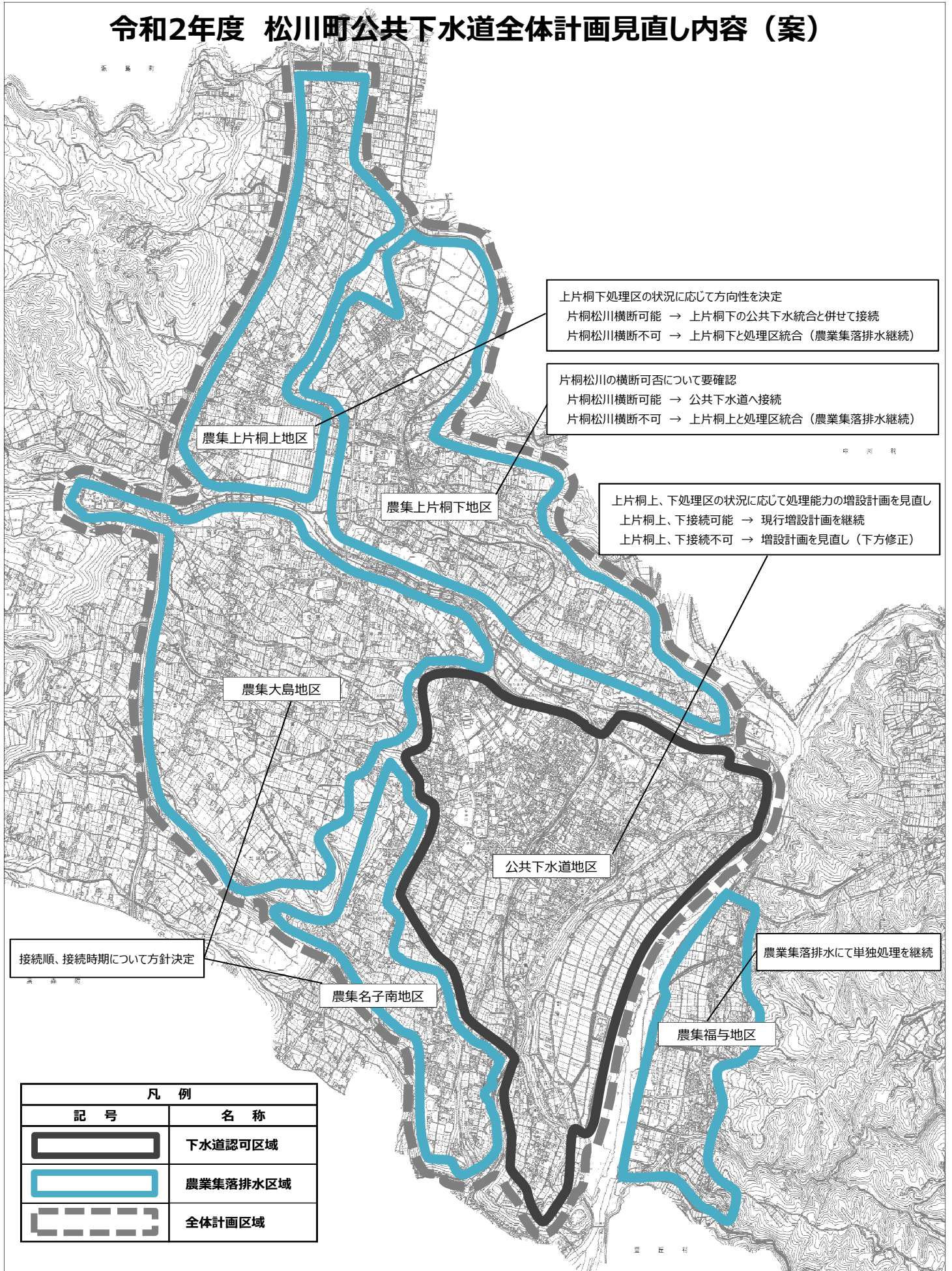
(参考)大島処理区を統合する場合のスケジュールと概算費用

年度	実施事業	概算事業費	区分	備考
令和2年度	全体計画見直し	6,800千円	補助	処理区接続順の決定等
令和3年度	下水道法事業認可	13,400千円	単独	公共下水側手続き
	都市計画決定 都市計画法事業認可			
	農集施設財産処分報告	3,000千円	単独	農集排側手続き
令和4年度	接続管渠実施設計	11,000千円	補助	接続管渠設計委託
令和5年度	接続管渠・ポンプ場工事(1/2)	69,000千円	補助	接続管、圧送管、ポンプ場等工事
令和6年度	接続管渠・ポンプ場工事(2/2)	69,000千円	補助	
	概算事業費計	172,200千円		

#### 5. 受益者負担金と下水道使用料

現在、公共下水道と農業集落排水区域で受益者負担金、下水道使用料体系ともに同じ運用しており、統合後も変更はありません。

# 令和2年度 松川町公共下水道全体計画見直し内容（案）






上片桐下処理区の状態に応じて方向性を決定  
 片桐松川横断可能 → 上片桐下の公共下水道統合と併せて接続  
 片桐松川横断不可 → 上片桐下と処理区統合（農業集落排水継続）

片桐松川の横断可否について要確認  
 片桐松川横断可能 → 公共下水道へ接続  
 片桐松川横断不可 → 上片桐上と処理区統合（農業集落排水継続）

上片桐上、下処理区の状態に応じて処理能力の増設計画を見直し  
 上片桐上、下接続可能 → 現行増設計画を継続  
 上片桐上、下接続不可 → 増設計画を見直し（下方修正）

接続順、接続時期について方針決定

農業集落排水にて単独処理を継続

凡 例	
記 号	名 称
	下水道認可区域
	農業集落排水区域
	全体計画区域





## 公共下水道事業及び農業集落排水事業への地方公営企業法の適用について

### 1. 地方公営企業法の適用とは

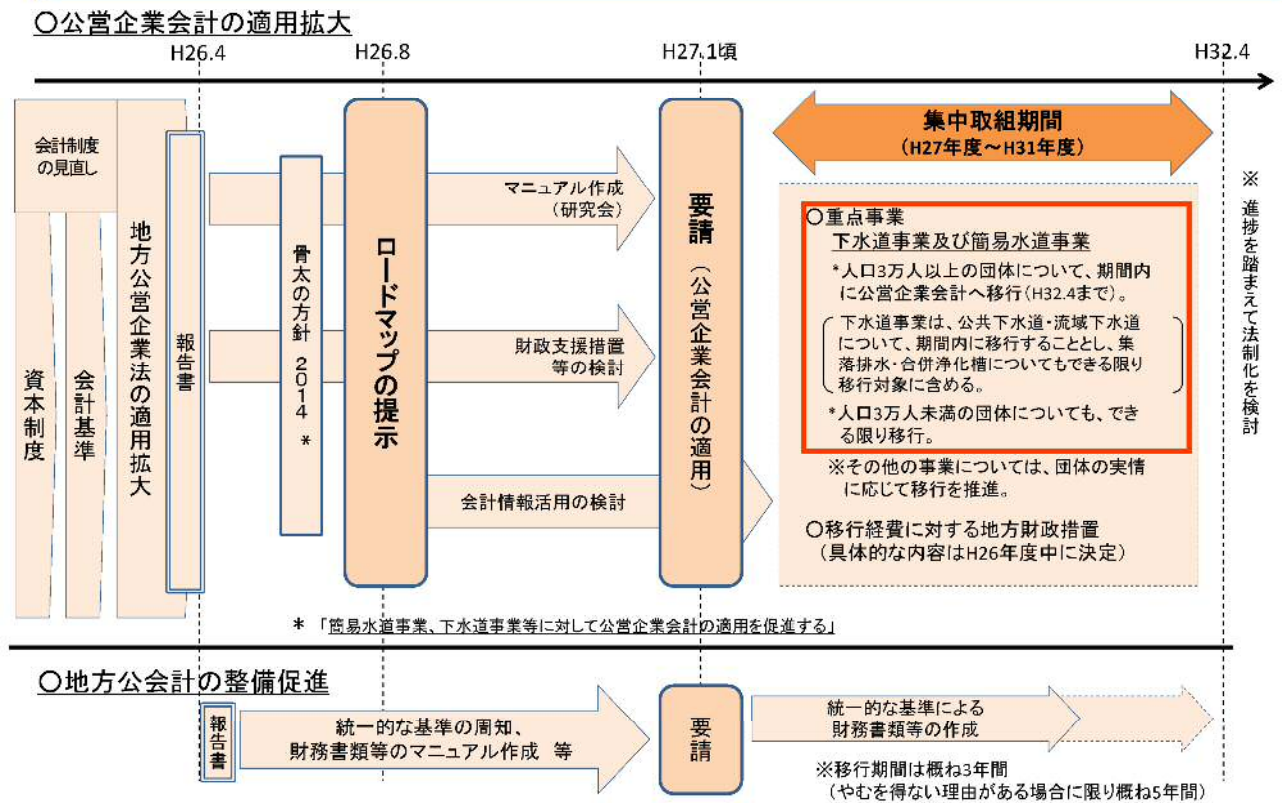
地方公営企業法は、地方公営企業の経営の基本原則を「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」としており、企業における会計処理方法を含めた経営方式の採用により、合理性と能率性を発揮しながら公共性を保つことを目的としています。この地方公営企業法を適用すると、会計方式が「企業会計方式」となります。

もともと、公共下水道事業は地方財政法などにより「公営企業」として規定されており、独立採算制による経営を行うこととなっていますが、地方公営企業法を適用するかどうかは各事業体の判断に委ねられています。

地方公営企業法の適用の区分		
当然適用 (全部適用)	当然適用 (財務規定等適用)	任意適用
地方公営企業法の全て(組織, 財務, 身分)が適用される事業	地方公営企業法のうち財務規定等のみが適用される事業	条例により同法の全部又は財務規定等を適用できる事業 ※ 自主的適用
① 水道事業 ② 工業用水道事業 ③ 軌道事業 ④ 自動車運送事業 ⑤ 鉄道事業 ⑥ 電気事業 ⑦ ガス事業	⑥ 病院事業	その他の事業 (主として、その経費を当該事業の収入をもって充てる事業) <u>公共下水道事業</u> <u>その他下水道</u> 簡易水道事業など

自治体の財政を管轄する総務省、下水道事業を管轄する国土交通省のいずれも、下水道事業への公営企業会計の導入を推奨しており、平成 26 年 8 月 29 日に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(総務省自治財政局公営企業課長等通知)により、執務上の参考資料として「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が提示されました。そして、平成 27 年 1 月 27 日に「公営企業会計の適用の推進について」(総務大臣通知)において、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業と位置付け、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で集中取組期間として、地方公営企業法の全部または一部の適用への取組みが要請されました。

# 公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ



当町では、国の要請を踏まえ平成 28 年 1 月に公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の適用することを決定し、平成 31 年度会計からの適用に向けて準備を進めています。

## 2. 企業会計方式とは

当町の公共下水道事業、農業集落排水事業で採用している「官庁会計方式」は、一般会計と同じ経理方式です。

この官庁会計方式は、議決された予算の執行状況の報告に重点を置いており、現金収支に対応して処理を行う「単式簿記」となっています。一方、企業会計方式では、一つの取引によって生じる経済的価値の増加と他の価値の減少との両面に注目して全ての経済価値の変動を記録する「複式簿記」を採用しています。また、経営分析情報として、一定期間の経営成績を表す「損益計算書」と一定時点の財政状態を表す「貸借対照表」などの財務諸表を作成します。

これにより、経営状況が明確になり、総合的な事業評価を行うことができるとともに、期間損益計算により使用料の対象原価が明確になるため、適切な下水道使用料の算定が可能となります。

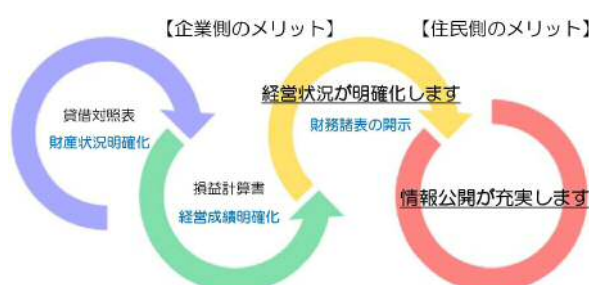
## 官庁会計方式と公営企業会計方式の比較

項目	官庁会計	公営企業会計										
予算区分	歳入・歳出	収益的収支・資本的収支										
経理方法	現金主義による単式簿記	発生主義による複式簿記										
資産状況	財産台帳	固定資産台帳の備え付け 減価償却制度の導入										
出納整理期間	5月末まで	なし(3月末締め)										
経営分析	単年度現金決算のため経営状況の把握が困難	複式簿記によって経営状況が明確に把握できる。										
決算	<p style="text-align: center;"><b>【歳入歳出決算書】</b></p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50px; height: 50px;">歳出</td> <td style="width: 50px; height: 50px;">歳入</td> </tr> </table> <p>会計年度内の現金収支が均衡しているため問題点が見つけにくい</p>	歳出	歳入	<p style="text-align: center;"><b>【損益計算書】</b></p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50px; height: 50px;">費用</td> <td style="width: 50px; height: 50px;">収益</td> </tr> <tr> <td>利益(欠損金)</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><b>【貸借対照表】</b></p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50px; height: 50px;">資産</td> <td style="width: 50px; height: 50px;">負債</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本(純資産)</td> </tr> </table>	費用	収益	利益(欠損金)		資産	負債		資本(純資産)
歳出	歳入											
費用	収益											
利益(欠損金)												
資産	負債											
	資本(純資産)											

### 3. 地方公営企業法適用のメリット

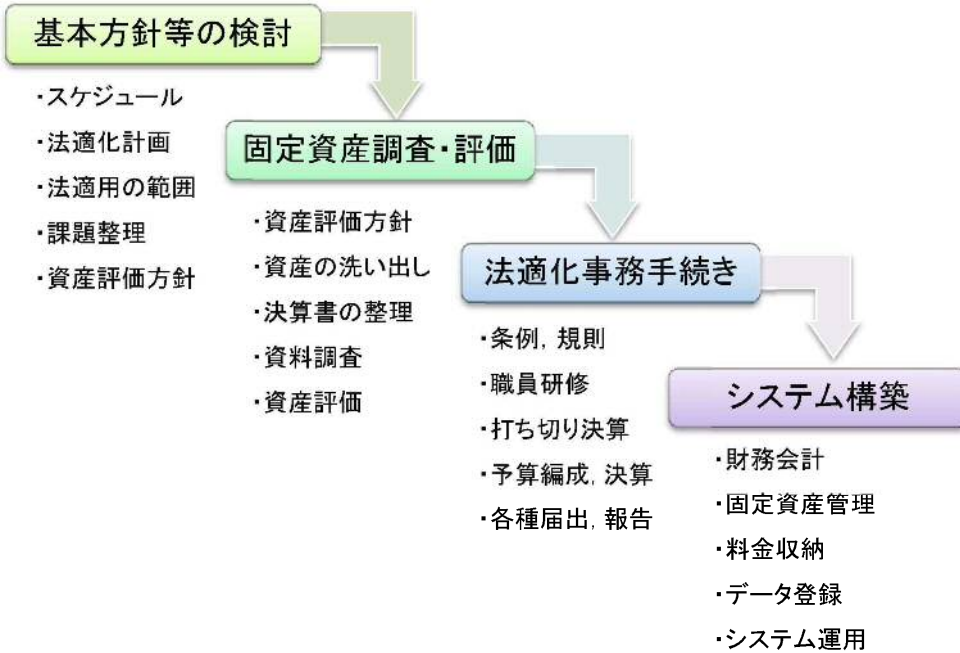
公営企業会計を導入することで、公営企業の経営成績（損益計算書）や財産状況（貸借対照表）等の経営状況をより的確に把握することができます。また、他の類似する公営企業との比較が可能となり、より正確に経営状況を評価・判断することができます。

具体的には、固定資産台帳を整備することにより、固定資産の現状（現在の価値、減価償却額等）が把握できるようになります。それにより、計画的な更新投資、下水道ストックマネジメントの実践、経営戦略策定等の基礎情報が得られ、企業経営の基盤を強化することが可能となります。さらに、減価償却費等の概念ができたことで消費税の節減効果やその費用を含めたフルコストで損益情報を把握できるようになり、適正な原価算定につながります。



【図 法適用のメリット】

## 4. 法適用に伴う事務手続きの流れ

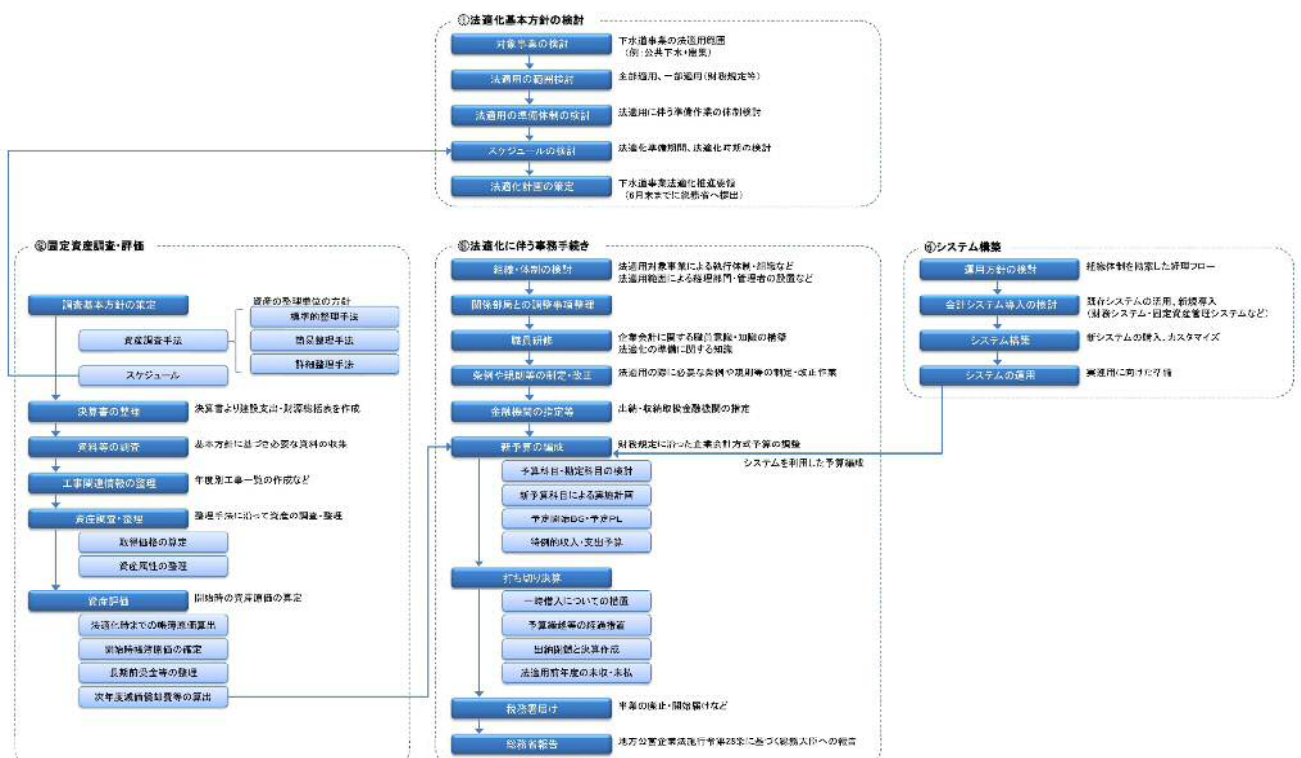


当町では、地方公営企業法の適用にあたって、法適用期日までの過度な業務集中をさげ、事務作業を平準化するため、移行準備期間を平成 28 年度から 30 年度の 3 年間に設定しています。

専門的視点に立った資産調査及び会計的根拠に基づく資産評価を行うこと、また業務の特殊性等を考慮し、移行業務にあたっては委託業者を活用しています。

【費用】3 年間総額 28,080,000 円（うち公営企業会計適用債 28,000,000 円）

下水道事業の法適化に係る作業フロー概要図  
～公益社団法人日本下水道協会著「下水道事業における企業会計導入の手引き2013年度版より～」





## 5. 当町の法適用の方針

当町の下水道事業は地方公営企業法の「全部」を適用します。

地方公営企業法は地方自治法、地方財政法、地方公務員法に対して特別法の関係にあります。下水道事業は「任意適用」事業のため、法の適用範囲（全部適用・一部適用）を選択できます。

全部適用と一部適用の相違点

	全部適用	一部適用
適用される規定	地方公営企業法のすべての規定	地方公営企業法の一部の規定 (財務規定等のみ)
会計方式	企業会計方式	企業会計方式
組織体制	原則として管理者を設置 条例の定めにより管理者を置かないことも できる（その場合は地方公共団体の長が 業務を執行）	地方公共団体の長が業務を執行
職員の身分	地方公営企業労働関係法の適用	地方公務員法の適用

当町では、既に水道事業が全部適用の地方公営企業として成立していることから、移行事務、今後の運営を水道事業の事例を参考に比較的容易にすすめることができること、また、将来的に事務経費の効率化、経費の削減のため、上下水道の会計管理を同じ職員が担当する可能性（職員の身分）も考慮し「全部適用」とすることを決定しました。

### 当町の法適用に関する方針まとめ

- (1) 法適用する事業 公共下水道事業、農業集落排水事業
- (2) 法の適用範囲 全部適用
- (3) 管理者の設置 設置しない（管理者の権限は町長が行う）
- (4) 法適用の時期 平成 31 年 4 月 1 日
- (5) その他
  - ・水道事業者に対する使用料徴収事務の委任は法適用後も継続する
  - ・町長の権限に属する合併処理浄化槽設置整備事業は法適用後も環境水道課下水道係で所管する

## 6. システムの構築について

法適用により、公営企業会計への移行をはじめ、様々な事務の取扱いが変更になることから、既存の各種システムの把握とそれらの法適用後の運用について検討を行う必要があります。特に財務会計システムについては、固定資産管理を含め、公営企業会計に対応したシステムに移行する必要があります。

当町では平成 29 年度、公募型プロポーザルにて業者を選定し、上水道事業と共用・共同のシステムとすることで構築期間及び費用の削減を図る方針としました。

【費用】2 年間総額 7,620,480 円（うち公営企業会計適用債 7,500,000 円）

既存システムの把握と法適用後の運用状況

システム	概要	対応
財務会計システム	官庁会計方式による財務管理システム	企業会計方式のシステム導入 水道事業と共同利用とする
契約管理システム	契約などの執行管理を行うシステム	従前どおり 契約事務を財政部局へ委託
人事給与システム	職員の人事・給与などを管理するシステム	従前どおり 人事給与を総務部局へ委託
例規システム	条例・規則等のデータベース	従前どおり（法適用にあたり改正した例規を反映）
管路情報システム	埋設管路の管理を行うシステム	従前どおり 固定資産との連携は行わない
料金管理システム	料金の管理を行うシステム	従前どおり 料金賦課徴収は水道部局へ委託

## 7. 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について

出納事務は原則として管理者（当町は管理者非設置のため町長）が行いますが、必要がある場合は、長の同意を得て指定した銀行等の金融機関に公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせ、又は公金の収納の事務の一部を取り扱わせることができます（法第 27 条）。

この場合、収納及び支払事務の一部を取り扱わせる金融機関を「出納取扱金融機関」、収納事務の一部を取り扱わせる金融機関を「収納取扱金融機関」といい、自治法上の「指定金融機関」に相当する制度となっています。管理者は、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関を定めた場合は、その旨を告示する必要があります（令第 22 条の 2 第 3 項）。

出納取扱金融機関について、当町では、現在下水道使用料の徴収は水道事業への委託により実施おり、法適用後も継続することから、資金移動等の事務の効率性を考慮し、水道事業と同じ金融機関を指定する

方針としました。

収納取扱金融機関について、下水道事業として利用者からの直接の収納金は主に受益者負担金になります。水道の加入負担金と同時期の請求となることが多いため、利用者の利便性を考慮し、下水道事業と同じ金融機関を指定する方針としました。

松川町下水道事業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関

出納取扱金融機関又は 収納取扱金融機関の別	指定した者	取扱店舗
出納取扱金融機関	みなみ信州農業協同組合	松川支所
収納取扱金融機関	株式会社八十二銀行	松川支店
収納取扱金融機関	飯田信用金庫	大島支店
収納取扱金融機関	アルプス中央信用金庫	上片桐支店
収納取扱金融機関	株式会社長野銀行	飯田支店

## 8. 経過のまとめと今後のスケジュール

平成 27 年 1 月	総務省より「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて」が出され、人口 3 万人以上の団体は平成 27 年度から 31 年度までに「公共下水道」「その他の下水道」に地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行することになった。3 万人未満の団体もできる限り移行することが必要とされた。
平成 27 年 4 月	町の下水道事業（公共下水道事業と農業集落排水事業）について平成 27 年度中に方向性を出すことに決定
平成 28 年 1 月	平成 31 年度に下水道事業へ地方公営企業法を適用することを決定し、平成 28 年度から準備に取りかかることを議会全員協議会で説明
平成 28 年 3 月	予算議決
平成 28 年 4 月	委託業者と契約（平成 28 年度～30 年度）事業開始
平成 28 年度	移行作業初年度【固定資産調査】【資料収集】
平成 29 年 3 月	総務産業建設委員会において、下水道経営戦略を説明
平成 29 年度	移行作業 2 年目【固定資産調査】
平成 29 年 9 月	会計システム構築業者と契約（平成 29 年度～30 年度）
平成 30 年度	移行作業 3 年目【移行事務手続き支援】

	・会計科目の設定・条例・規則改正・予算作成・職員研修
平成 30 年 6 月	庁内会議（まちづくり政策課・総務課・会計室・議会事務局）
平成 30 年 7 月	出納及び収納金融機関について内部の方向性を決定 職員研修（企業会計基礎）
平成 30 年 9 月	委員会・議会説明（法適用の進捗状況）
平成 30 年 10 月	改正条例法規審査
平成 30 年 11 月	改正条例新旧対照表議会配布
平成 30 年 12 月	関連条例改正案議決 会計システム整備完了
平成 31 年 1 月	税務署への届出（事業廃止及び開始）
平成 31 年 2 月	職員研修（企業会計実務、システム操作） 委員会・議会説明（出納及び収納金融機関の指定について） 上下水道経営審議会
平成 31 年 3 月 5 日	予算案上程
平成 31 年 3 月 31 日	打ち切り決算
平成 31 年 4 月 1 日	地方公営企業法適用 出納及び収納金融機関の指定について告示 改正条例及び規程施行
平成 31 年 4 月	総務省へ報告
平成 32 年度以降	経営戦略の地方公営企業会計に基づく見直し

松川町公共下水道事業経営戦略

団 体 名	: 長野県松川町
事 業 名	: 公共下水道事業
策 定 日	: 平成 29 年 2 月
計 画 期 間	: 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年度 (19年目)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	27.82人/ha(平成27年度現在)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(松川処理区)		
処 理 場 数	1処理場(松川浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	未実施		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭用や業務用等で区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。</li> <li>・基本料金とは別に、使用水量別に単価を設定(従量使用料制)しています。</li> <li>・使用水量が多いほど単価を高くする累進制を採用しています。</li> </ul>		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。</li> </ul>		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭用等と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。</li> </ul>		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 2,751 円 ( 137.55 円/㎡) 平成26年度 2,829 円 ( 141.45 円/㎡) 平成27年度 2,829 円 ( 141.45 円/㎡)	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,363 円 ( 168.17 円/㎡) 平成26年度 3,469 円 ( 173.46 円/㎡) 平成27年度 3,471 円 ( 173.54 円/㎡)

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	3名(損益勘定所属職員) ※農業集落排水事業と兼任
事 業 運 営 組 織	環境水道課上下水道係

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・松川浄化センター、マンホールポンプ場:平成27年度より、運転管理業務を包括管理委託にて委託してます。 ・管渠施設:調査・修繕・清掃業務を仕様発注にて委託しています。
	イ 指定管理者制度	・未採用
	ウ PPP・PFI	・未採用
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	・松川浄化センター発生する下水汚泥は、移動脱水車により脱水処理し、汚泥処理業者に搬出しています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	・未利用

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付

## 2. 経営の基本方針

### 【経営の基本方針(公共下水道事業)】

#### 施策(1) 公共下水道施設の適正な維持管理

- ①放流水質の安定を図るため、松川浄化センターの適正な運転と管理を実施します。
- ②下水道管の事故防止のため、計画的な調査と維持管理を実施します。
- ③自然災害等の緊急時対応のため、下水道危機管理体制を整備します。

#### 施策(2) 公共下水道事業の経営の安定

- ①公共下水道事業を持続的かつ安定的に経営していくため、収入・支出の両面から経営健全化に取り組みます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法を示す

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

公共下水道事業の投資として、主に整備事業、改築事業、地震対策事業を計上し、10年間で約10億円の投資を見込んでいます。

#### 1) 整備事業

- ・公共下水道事業は整備が完了していますが、公共マス設置工事等が毎年発生しているため、過年度実績を基に推計した事業費を計上しています。
- ・平成26年度に策定された長寿命化計画では、汚泥脱水機の改築工事に合わせて、平成29年度～30年度にケーキホッパー設置工事が見込まれていることから、本事業費を計上しています。

#### 2) 改築事業

- ・平成5年度の事業着手から現在まで24年が経過しており、10年後においても管渠の標準的耐用年数(50年)に満たないが、過年度において布設替え工事が行われているため、管渠の改築事業費を若干見込んでいます。
- ・初期に設置したマンホールポンプは、本計画期間内に老朽化に伴い停止する可能性があるため、マンホールポンプの改築事業費を見込んでいます。
- ・平成26年度に策定された長寿命化計画では、長寿命化計画期間(H28～H31)及び中長期計画期間(H32～H41)において改築事業費が見込まれていることから、当該事業費を計上しています。

#### 3) 地震対策事業

- ・平成28年度に補強詳細設計を行った耐震実施計画において、平成30年度～31年度の汚泥棟補強工事が見込まれているため、本事業費を計上しています。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

公共下水道事業の財源は、建設改良費に対しては国庫補助金や地方債、受益者負担金等を充当し、維持管理費や地方債償還費(元金、利息)に対しては下水道使用料や一般会計繰入金等を充当しています。

#### 1) 建設改良費の財源

- ・建設改良費の財源となる国庫補助金や地方債は、建設改良費の内容に応じて、現在の国の制度により算定される額を計上しています。
- ・受益者負担金は新規接続者から徴収し、接続のために必要な公共マス設置工事等の財源に活用します。

#### 2) 下水道使用料、一般会計繰入金

- ・本経営戦略における下水道使用料は、現行の料金制度を継続するものとしませんが、人口減少に伴い有収水量の減少が予測されているため、現行の料金制度のままでは減収するものとして計上しています。
- ・現行の下水道使用料体系は、使用水量20m<sup>3</sup>で2,829円(税込)となっており、国が提言している3,000円/20m<sup>3</sup>を下回っていることから、3,000円/20m<sup>3</sup>を確保するための改定が必要です。  
※総務省の繰出基準にある高資本費対策に要する経費の条件(下水道使用料150円/m<sup>3</sup>)は、この3,000円/20m<sup>3</sup>を根拠に設定されています。
- ・一般会計繰入金は、下水道使用料で賄えない維持管理費や地方債元利償還費の財源不足分として充当しており、全て国の繰出基準で認められている分で充当しています。
- ・しかし、一般会計繰入金は年あたり1.5億円から2.0億円必要となっており、人口減少や住民の公平性を考慮すると、今後はより一層の一般会計繰入金抑制に向けた改善策が必要です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費として、管渠・処理場の維持管理費（動力費、委託費等）や職員人件費等を計上しています。

**1)維持管理費:管渠費**

・管渠、マンホールポンプの維持管理費として、動力費や修繕費、委託費等を計上しており、これらは過年度の実績や今後の処理水量の減少を考慮して年間約3百万円を計上しています。

**2)維持管理費:処理場費**

・松川浄化センターの維持管理費として、動力費や修繕費、委託費等を計上しており、これらは過年度の実績や今後の処理水量の減少を考慮して年間約4千万円を計上しています。

**3)その他維持管理費**

・その他の維持管理費として、職員給与費や一般管理費を計上しており、職員給与費は現状の3人体制を存続するものとして計上しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化・最適化に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■公共下水道への農業集落排水施設の統廃合 ■連携協約や協議会制度を活用した事務の共同処理等 ■事務の委託・代替執行の制度を活用した事務の効率化
投資の平準化に関する事項	投資の平準化に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■ストックマネジメントによる計画的な改築の推進
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	投資に関する民間活力の活用に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■改築事業を含めたPPP/PFIの導入(広域化・共同化と併せて)
その他の取組	上記以外の今後の投資に関する取組について、今のところ予定をしておりませんが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しに関して、下記の事項について今後検討していきます。 1)料金体系の見直しによる一般会計繰入金金の抑制 (適正水準(使用水量20m <sup>3</sup> あたり3,000円)の確保、認定水量の見直し)
資産活用による収入増加の取組について	資産活用により収入増加の取組について、現時点では採算性が低いと見込まれていますが、同規模都市等での実施事例等を踏まえ、採算性のある資産活用方法を継続的に調査していきます。
その他の取組	上記以外の今後の財源確保に関する取組について、今のところ予定をしておりませんが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。



③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資以外の経費に対する民間活力の活用に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■包括的民間委託の適用拡大・一体化
職員給与費に関する事項	職員給与費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■業務量の分散化・平準化による職員給与費の増加抑制
動力費に関する事項	動力費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■省電力設備導入、運転操作方法変更による動力費の低減
薬品費に関する事項	松川浄化センターで使用している薬品費は、平成27年度より包括民間委託に含めており、今後も継続していきます。
修繕費に関する事項	修繕費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■ライフサイクルコストの抑制による修繕費の適正化
委託費に関する事項	委託費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■農集汚泥処分費の低減(農業集落排水汚泥の松川浄化センターでの処理等) ■管渠の計画的な調査・点検
その他の取組	上記以外の今後の経費削減等に関する取組に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■汚泥減容化技術の検討

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<p>①経営戦略の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、決算確定後に投資・財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないか検証を行います。</li> <li>・計画と大きな乖離が生じる場合は、その原因を分析し、次項に示す経営戦略の見直しに反映させます。</li> </ul> <p>②経営戦略の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度より地方公営企業法を公共下水道事業に適用し、公営企業会計方式にて経理処理していく予定のため、公営企業会計方式による平成31年度及び平成32年度決算確定後の平成33年度に経営戦略の見直しを実施します。</li> </ul>
---------------------	---

## 松川町公共下水道事業 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
		(決算)	(決算見込)												
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	259,367	271,990	265,779	266,483	268,445	271,542	273,540	269,951	264,490	260,245	244,593	226,497	
		(1) 営 業 収 益 (B)	85,482	84,582	84,548	83,598	83,294	83,179	82,629	82,288	81,300	81,179	80,597	80,255	
		ア 料 金 収 入	85,361	84,417	84,428	83,478	83,174	83,059	82,509	82,168	81,180	81,059	80,477	80,135	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	121	165	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	
		(2) 営 業 外 収 益	173,885	187,408	181,231	182,885	185,151	188,363	190,911	187,663	183,190	179,066	163,996	146,242	
		ア 他 会 計 繰 入 金	173,885	187,408	181,231	182,885	185,151	188,363	190,911	187,663	183,190	179,066	163,996	146,242	
		イ そ の 他													
		2 総 費 用 (D)	123,165	143,268	141,791	124,175	114,145	110,760	108,017	104,018	99,619	98,180	94,286	91,062	
		(1) 営 業 費 用	73,765	97,405	99,444	84,451	76,086	76,037	75,792	75,639	75,201	75,148	74,889	74,737	
ア 職 員 給 与 費	18,039	21,210	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000			
イ そ の 他	55,726	76,195	78,444	63,451	55,086	55,037	54,792	54,639	54,201	54,148	53,889	53,737			
(2) 営 業 外 費 用	49,400	45,863	42,347	39,724	38,059	34,723	32,225	28,379	24,418	23,032	19,397	16,325			
ア 支 払 利 息	49,400	45,863	42,347	39,724	38,059	34,723	32,225	28,379	24,418	23,032	19,397	16,325			
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	136,202	128,722	123,988	142,308	154,300	160,782	165,523	165,933	164,871	162,065	150,307	135,435			
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	27,124	53,303	127,129	280,240	85,754	208,670	49,188	23,909	319,358	10,977	29,397	11,821	
		(1) 地 方 債 償	0	14,500	42,300	119,000	35,500	93,100	18,000	6,100	150,700	0	8,600	300	
		うち 資 本 費 平 準 化 債 償													
		(2) 他 会 計 補 助 金	5,115	6,552	5,329	5,440	5,554	5,670	5,788	5,909	5,858	5,977	6,097	6,221	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	7,600	14,500	51,700	142,600	39,700	104,900	20,400	6,900	157,800	0	9,700	300	
		(6) 工 事 負 担 金	14,409	8,751	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		(7) そ の 他	0	9,000	22,800	8,200	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2 資 本 的 支 出 (G)	164,675	189,067	251,117	422,548	240,054	369,452	214,711	189,842	484,229	173,042	179,704	147,256	
(1) 建 設 改 良 費	18,228	39,082	97,500	265,200	78,800	201,586	41,991	16,676	312,142	3,500	21,903	4,155			
うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	146,447	149,985	153,617	157,348	161,254	167,866	172,720	173,166	172,087	169,542	157,801	143,101			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 137,551	△ 135,764	△ 123,988	△ 142,308	△ 154,300	△ 160,782	△ 165,523	△ 165,933	△ 164,871	△ 162,065	△ 150,307	△ 135,435			

## 松川町公共下水道事業 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	H27年度 (決算)	H28年度 (決算 見込)	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
区 分												
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 1,349	△ 7,042	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	13,374	7,042	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	12,025	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支黒字 (P)	12,025	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	96.2	92.7	90.0	94.7	97.5	97.5	97.4	97.4	97.3	97.2	97.0	96.7
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)	0	9,000	31,800	40,000	38,895	35,100	30,287	25,407	20,457	15,436	10,343	5,176
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	85,482	84,582	84,548	83,598	83,294	83,179	82,629	82,288	81,300	81,179	80,597	80,255
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	0.0	10.6	37.6	47.8	46.7	42.2	36.7	30.9	25.2	19.0	12.8	6.4
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	85,482	84,582	84,548	83,598	83,294	83,179	82,629	82,288	81,300	81,179	80,597	80,255
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	2,052,113	1,925,628	1,837,111	1,806,963	1,681,209	1,606,443	1,451,723	1,284,657	1,263,270	1,093,728	944,527	801,726

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	H27年度 (決算)	H28年度 (決算 見込)	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
区 分												
収益的収支分	173,885	187,408	181,231	182,885	185,151	188,363	190,911	187,663	183,190	179,066	163,996	146,242
うち基準内繰入金	173,885	183,585	181,231	182,885	185,151	188,363	190,911	187,663	183,190	179,066	163,996	146,242
うち基準外繰入金	0	3,823	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	5,115	6,552	5,329	5,440	5,554	5,670	5,788	5,909	5,858	5,977	6,097	6,221
うち基準内繰入金	5,115	5,221	5,329	5,440	5,554	5,670	5,788	5,909	5,858	5,977	6,097	6,221
うち基準外繰入金	0	1,331	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	179,000	193,960	186,560	188,325	190,705	194,033	196,699	193,572	189,048	185,043	170,093	152,463

# 経営比較分析表

長野県 松川町

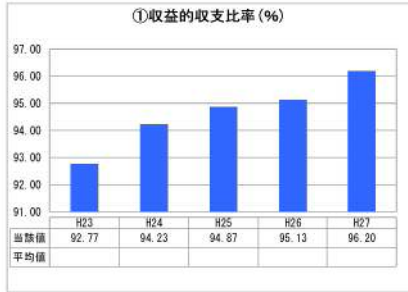
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	41.50	100.42

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
13,648	72.79	187.50
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
5,647	2.03	2,781.77

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



「単年度の収支」



「累積欠損」



「支払能力」



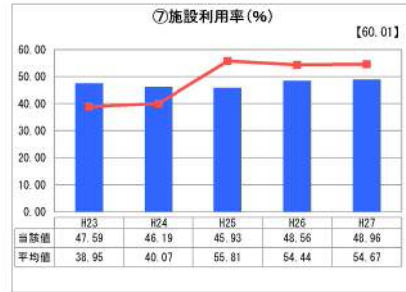
「債務残高」



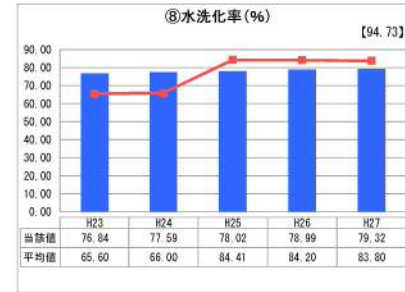
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

松川町公共下水道事業は、収益的収支比率が96%と単年度収支は赤字であり、経営改善の取り組みが必要である。  
本年度策定している経営戦略に基づき、持続可能な下水道経営が行えるよう使用料改定等の取組が必要である。  
経費回収率については94%であり、要因としては収入面では、下水道使用料の不足、支出面では、元利償還費や維持管理経費が高いことが考えられる。維持管理費の減には、現在の契約(複数年契約、ユーティリティ、清掃業務等も含めた契約)であるが、民間業者への包括的民間委託による汚水処理費の削減を検討する必要がある。  
施設利用率は48%と低い状況であるが、下水道全体計画では、農業集落排水の統合検討が盛り込まれており、今後統合が実施されれば改善される余地がある。  
水洗化率は80%に近づき、加入者の伸びは鈍化している。水洗化率の向上に努めることが経費回収率、施設利用率の向上、健全性の高い経営につながる。

### 2. 老朽化の状況について

松川浄化センターは、平成8年度に建設を開始し、平成10年4月に供用開始し、19年が経過している。当初より維持管理については、委託管理を実施しており、定期的に修繕工事及び保守点検を実施し、施設の適正な維持管理を行い、公共用水域の水質向上及び快適な空間の確保に努めている。  
処理場については、平成26年度管理汚泥掃、水処理1系、消毒施設を対象とした松川浄化センター長寿命化計画を策定し、平成29年度から改築更新工事を実施していく予定である。  
今後も適正な維持管理を行いつつ、平成29年度に見直す予定の下水道事業計画に、施設の点検や維持管理修繕についての方針を盛り込み、計画的な維持管理、改築を行っていく。

### 全体総括

経営の健全化のためには、現状把握、分析が必要である。本年度策定中の経営戦略で、投資計画、財政計画の突合せを行い、使用料金の改定、包括民間委託の検討、水処理にかかる電気料金削減等具体的な方策を幅広く検討する。  
また、公営企業会計への移行により、経営状況が明確になり、職員はもとより住民の経営意識の向上が見込まれる。  
経営戦略で見えてきた課題に対し、使用料金の改定や、維持管理費等の経常経費の削減等具体的な方策をすすめ、持続可能な下水道経営に努める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 松川町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 長野県松川町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年度 (21年目)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	26.10人/ha(平成27年度現在)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	5処理区(上片桐下、大島、名子南、福与、上片桐上)		
処 理 場 数	5処理場(上片桐下CC、大島CC、名子南CC、福与CC、上片桐上CC)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	未実施		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

##### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭用や業務用等で区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。</li> <li>・基本料金とは別に、使用水量別に単価を設定(従量使用料制)しています。</li> <li>・使用水量が多いほど単価を高くする累進制を採用しています。</li> </ul>		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。</li> </ul>		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭用等と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。</li> </ul>		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 2,751 円 ( 137.55 円/㎡) 平成26年度 2,829 円 ( 141.45 円/㎡) 平成27年度 2,829 円 ( 141.45 円/㎡)	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,135 円 ( 156.73 円/㎡) 平成26年度 3,218 円 ( 160.92 円/㎡) 平成27年度 3,252 円 ( 162.61 円/㎡)

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	公共下水道事業に従事する職員が兼任
事業運営組織	環境水道課上下水道係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・処理施設、マンホールポンプ場：運転管理業務等を仕様発注にて委託しています。 ・管渠施設：調査・修繕・清掃業務を仕様発注にて委託しています。
	イ 指定管理者制度	・未採用
	ウ PPP・PFI	・未採用
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	・各処理施設で発生する下水汚泥は、飯田環境センターへ搬出しています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	・未利用

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付

## 2. 経営の基本方針

### 【経営の基本方針(農業集落排水事業)】

#### 施策(1) 農業集落排水施設の適正な維持管理

- ①放流水質の安定を図るため、各クリーンセンターの適正な運転と管理を実施します。
- ②下水道管の事故防止のため、計画的な調査と維持管理を実施します。
- ③自然災害等の緊急時対応のため、下水道危機管理体制を整備します。

#### 施策(2) 農業集落排水事業の経営の安定

- ①農業集落排水事業を持続的かつ安定的に経営していくため、収入・支出の両面から経営健全化に取り組みます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法を示す

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

農業集落排水事業の投資として、主に整備事業、改築事業を計上し、10年間で約19億円の投資を見込んでいます。

#### 1)整備事業

・農業集落排水事業は整備が完了していますが、公共マス設置工事等が毎年発生しているため、過年度実績を基に推計した事業費を計上しています。

#### 2)改築事業

・平成5年度の事業着手から現在まで23年が経過しており、10年後においても管渠の標準的耐用年数(50年)に満たないが、過年度において布設替え工事が行われているため、管渠の改築事業費を若干見込んでいます。

・初期に設置したマンホールポンプは、本計画期間内に老朽化に伴い停止する可能性があるため、マンホールポンプの改築事業費を見込んでいます。

・初期に設置した各クリーンセンターの機械電気設備は、マンホールポンプと同様に本計画期間内に老朽化に伴い停止する可能性があるため、クリーンセンター機械電気設備の改築事業費を見込んでいます。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

農業集落排水事業の財源は、建設改良費に対しては国庫補助金や地方債、受益者負担金等を充当し、維持管理費や地方債償還費(元金、利息)に対しては下水道使用料や一般会計繰入金等を充当しています。

#### 1)建設改良費の財源

・建設改良費の財源となる国庫補助金や地方債は、建設改良費の内容に応じて、現在の国の制度により算定される額を計上しています。

・受益者負担金は新規接続者から徴収し、接続のために必要な公共マス設置工事等の財源に活用します。

#### 2)下水道使用料、一般会計繰入金

・本経営戦略における下水道使用料は、現行の料金制度を継続するものとしますが、人口減少に伴い有収水量の減少が予測されているため、現行の料金制度のままでは減収するものとして計上しています。

・現行の下水道使用料体系は、使用水量20m<sup>3</sup>で2,829円(税込)となっており、国が提言している3,000円/20m<sup>3</sup>を下回っていることから、3,000円/20m<sup>3</sup>を確保するための改定が必要です。

※総務省の繰出基準にある高資本費対策に要する経費の条件(下水道使用料150円/m<sup>3</sup>)は、この3,000円/20m<sup>3</sup>を根拠に設定されています。

・一般会計繰入金は、下水道使用料で賄えない維持管理費や地方債元利償還費の財源不足分として充当しており、全ての繰出基準で認められている分で充当しています。

・しかし、一般会計繰入金は年あたり2.6億円から3.1億円必要となっており、人口減少や住民の公平性を考慮すると、今後はより一層の一般会計繰入金抑制に向けた改善策が必要です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費として、管渠・処理場等の維持管理費（動力費、委託費等）を計上しています。

**1)維持管理費:管渠費**

・管渠、マンホールポンプの維持管理費として、動力費や修繕費、委託費等を計上しており、これらは過年度の実績や今後の処理水量の減少を考慮して年間約10百万円を計上しています。

**2)維持管理費:処理場費**

・各クリーンセンターの維持管理費として、動力費や修繕費、薬品費、委託費等を計上しており、これらは過年度の実績や今後の処理水量の減少を考慮して年間42～44百万円を計上しています。

**3)その他維持管理費**

・その他の維持管理費として、一般管理費や汚泥処分費を計上しており、年間約11百万円を計上しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化・最適化に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■公共下水道への農業集落排水施設の統廃合 ■連携協約や協議会制度を活用した事務の共同処理等 ■事務の委託・代替執行の制度を活用した事務の効率化
投資の平準化に関する事項	投資の平準化に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■ストックマネジメントによる計画的な改築の推進
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	投資に関する民間活力の活用に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■改築事業を含めたPPP/PFIの導入(広域化・共同化と併せて)
その他の取組	上記以外の今後の投資に関する取組について、今のところ予定をしておりますが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しに関して、下記の事項について今後検討していきます。 1)料金体系の見直しによる一般会計繰入金金の抑制 (適正水準(使用水量20m <sup>3</sup> あたり3,000円)の確保、認定水量の見直し)
資産活用による収入増加の取組について	資産活用により収入増加の取組について、現時点では採算性が低いと見込まれていますが、同規模都市等での実施事例等を踏まえ、採算性のある資産活用方法を継続的に調査していきます。
その他の取組	上記以外の今後の財源確保に関する取組について、今のところ予定をしておりますが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。



③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資以外の経費に対する民間活力の活用に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■包括的民間委託の適用・拡大・一体化
職員給与費に関する事項	※職員給与費は公共下水道事業に計上
動力費に関する事項	動力費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■省電力設備導入、運転操作方法変更による動力費の低減
薬品費に関する事項	各クリーンセンター使用している薬品量は少ないですが、民間委託範囲に薬品費を含める等の検討を進めています。
修繕費に関する事項	修繕費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■ライフサイクルコストの抑制による修繕費の適正化
委託費に関する事項	委託費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■汚泥処分費の低減(農業集落排水汚泥の松川浄化センターでの処理等) ■管渠の計画的な調査・点検
その他の取組	上記以外の今後の経費削減等に関する取組について、今のところ予定をしておりますが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<p>①経営戦略の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、決算確定後に投資・財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないか検証を行います。</li> <li>・計画と大きな乖離が生じる場合は、その原因を分析し、次項に示す経営戦略の見直しに反映させます。</li> </ul> <p>②経営戦略の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度より地方公営企業法を農業集落排水事業に適用し、公営企業会計方式にて経理処理していく予定のため、公営企業会計方式による平成31年度及び平成32年度決算確定後の平成33年度に経営戦略の見直しを実施します。</li> </ul>
---------------------	--

## 松川町農業集落排水事業 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
		(決算)	(決算見込)												
収 益	収益的収入	1 総 収 益 (A)	280,881	272,788	276,576	274,424	273,257	271,532	272,467	266,833	257,458	242,426	232,479	218,411	
		(1) 営 業 収 益 (B)	66,781	65,670	65,500	64,692	64,369	64,206	63,708	63,370	62,547	62,380	61,871	61,534	
		ア 料 金 収 入	66,695	65,590	65,420	64,612	64,289	64,126	63,628	63,290	62,467	62,300	61,791	61,454	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	86	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	
	(2) 営 業 外 収 益	214,100	207,118	211,076	209,732	208,888	207,326	208,759	203,463	194,911	180,046	170,608	156,877		
	ア 他 会 計 繰 入 金	214,100	207,118	211,076	209,732	208,888	207,326	208,759	203,463	194,911	180,046	170,608	156,877		
	イ そ の 他														
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	145,138	146,277	130,305	124,430	119,257	113,771	110,604	105,757	99,750	95,723	96,164	92,406	
		(1) 営 業 費 用	69,137	75,538	64,962	64,619	64,481	64,412	64,200	64,055	63,705	63,634	63,417	63,273	
ア 職 員 給 与 費															
ウ ち 退 職 手 当															
イ そ の 他		69,137	75,538	64,962	64,619	64,481	64,412	64,200	64,055	63,705	63,634	63,417	63,273		
(2) 営 業 外 費 用		76,001	70,739	65,343	59,811	54,776	49,359	46,404	41,702	36,045	32,089	32,747	29,133		
ア 支 払 利 息		76,001	70,739	65,343	59,811	54,776	49,359	46,404	41,702	36,045	32,089	32,747	29,133		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		135,743	126,511	146,271	149,994	154,000	157,761	161,863	161,076	157,708	146,703	136,315	126,005		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	103,019	103,393	99,416	176,225	150,070	458,951	267,068	147,223	322,415	821,847	277,318	211,419		
	(1) 地 方 債 償	0	0	0	37,500	23,500	177,000	80,100	19,200	105,800	354,500	81,200	50,900		
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償														
	(2) 他 会 計 補 助 金	90,900	92,642	94,416	96,225	98,070	99,951	101,868	103,823	105,815	107,847	109,918	104,619		
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	0	2,000	0	37,500	23,500	177,000	80,100	19,200	105,800	354,500	81,200	50,900		
	(6) 工 事 負 担 金	12,119	8,751	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
	(7) そ の 他														
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	232,668	243,092	245,687	326,219	304,070	616,712	428,931	308,299	480,123	968,550	413,633	337,424	
(1) 建 設 改 良 費		2,040	7,200	4,400	79,400	51,579	358,404	164,657	42,854	216,095	713,469	166,818	106,378		
ウ ち 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		230,628	235,892	241,287	246,819	252,491	258,308	264,274	265,445	264,028	255,081	246,815	231,046		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 129,649	△ 139,699	△ 146,271	△ 149,994	△ 154,000	△ 157,761	△ 161,863	△ 161,076	△ 157,708	△ 146,703	△ 136,315	△ 126,005		

## 松川町農業集落排水事業 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	H27年度 (決算)	H28年度 (決算見込)	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
区 分												
収支再差引 (E)+(I) (J)	6,094	△ 13,188	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	11,683	13,188	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	17,777	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支黒字 (P)	17,777	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	74.7	71.4	74.4	73.9	73.5	73.0	72.7	71.9	70.8	69.1	67.8	67.5
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	66,781	65,670	65,500	64,692	64,369	64,206	63,708	63,370	62,547	62,380	61,871	61,534
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	66,781	65,670	65,500	64,692	64,369	64,206	63,708	63,370	62,547	62,380	61,871	61,534
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	3,327,451	3,091,559	2,850,272	2,640,953	2,411,962	2,330,654	2,146,480	1,900,235	1,742,007	1,841,426	1,675,811	1,495,665

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	H27年度 (決算)	H28年度 (決算見込)	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
区 分												
収益的収支分	214,100	207,118	211,076	209,732	208,888	207,326	208,759	203,463	194,911	180,046	170,608	156,877
うち基準内繰入金	214,100	197,250	211,076	209,732	208,776	207,120	208,267	202,778	193,753	178,792	169,062	155,138
うち基準外繰入金	0	9,868	0	0	112	206	492	685	1,158	1,254	1,546	1,739
資本的収支分	90,900	92,642	94,416	96,225	98,070	99,951	101,868	103,823	105,815	107,847	109,918	104,619
うち基準内繰入金	90,900	92,642	94,416	96,225	98,070	99,951	101,868	103,823	105,815	107,847	109,918	104,619
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	305,000	299,760	305,492	305,957	306,958	307,277	310,627	307,286	300,726	287,893	280,526	261,496

# 経営比較分析表

長野県 松川町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	42.93	92.89

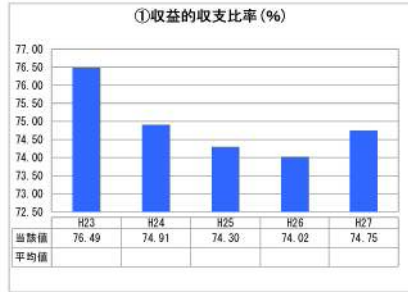
1か月20m<sup>3</sup>当たり家庭料金(円)  
2,829

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
13,648	72.79	187.50
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
5,846	2.24	2,609.82

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



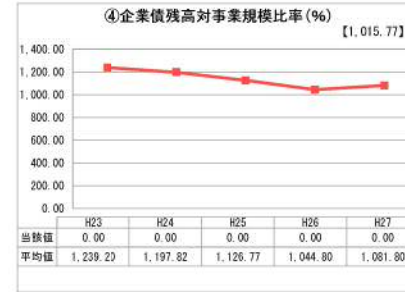
「単年度の収支」



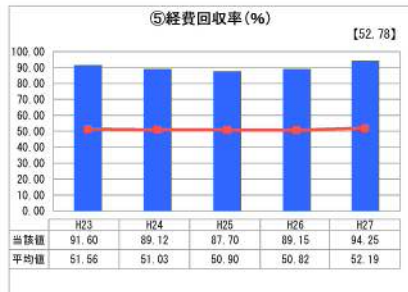
「累積欠損」



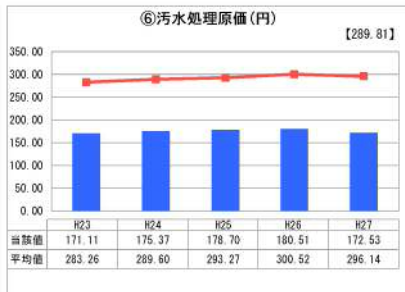
「支払能力」



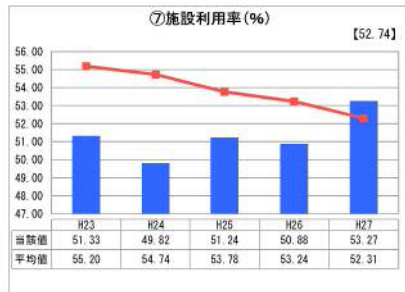
「債務残高」



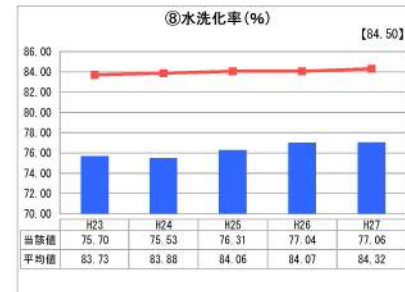
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

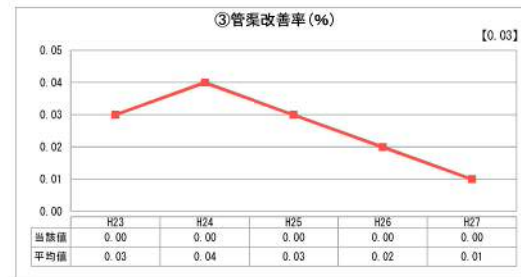
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

松川町農業集落排水事業は、収益的収支比率が74%と単年度収支は赤字であり、経営改善の取り組みが必要である。  
本年度策定している経営戦略に基づき、持続可能な下水道経営が行えるよう使用料改定等の取組が必要である。  
経費回収率については94%であり、要因としては収入面では、下水道使用料の不足、支出面では、元利償還費や維持管理経費が高いことが考えられる。維持管理費の削減には、民間業者への包括的民間委託による汚水処理費の削減や汚泥減量化の検討が必要がある。今後公共下水道への統合も含めた抜本的な計画を検討することが、持続可能な下水道経営を考えなければならない。  
水洗化率は80%に近づき、加入者の伸びは鈍化している。水洗化率の向上に努めることが経費回収率、施設利用率の向上、健全性の高い経営につながる。

### 2. 老朽化の状況について

上片桐クリーンセンターは町内で一番早く平成9年3月に供用開始し、20年が経過している。当初より維持管理については、長野県土改良事業団連合会に委託管理、定期的に修繕工事及び保守点検を実施し、施設の適正な維持管理を行い、公共用水域の水質向上及び快適な空間の確保に努めている。  
今後は公営企業会計移行に伴う、固定資産の調査により、機器の更新時期が明確になり、計画的な修繕を行う。

### 全体総括

経営の健全化のためには、現状把握、分析が必要である。本年度策定中の経営戦略で、投資計画、財政計画の突合せを行い、使用料金の改定、包括民間委託の検討、水処理にかかる電気料金削減等具体的な方策を幅広く検討する。  
また、公営企業会計への移行により、経営状況が明確になり、職員はもとより住民の経営意識の向上が見込まれる。  
経営戦略で見えてきた課題に対し、使用料金の改定や、維持管理費等の経常経費の削減等具体的な方策をすすめて、持続可能な下水道経営に努める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。